



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社 島根銀行  
代表者名 取締役頭取 鈴木 良夫  
(コード番号 7150 東証スタンダード市場)  
問合せ先 人事財務グループ部長 佐野 克巳  
(TEL 0852 - 24 - 1234)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第172期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記1(1)に記載の定款変更につきましては、普通株主、A種優先株主に係る各種株主総会に付議することを併せて決議しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当行を取り巻く市場環境等に応じて、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、以下のとおり、新たな種類の株式としてのB種優先株式の発行を可能にするために諸規定の追加を行うものです。なお、B種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。
  - ①新たな株式の種類としてB種優先株式を追加するため、現行定款第6条にB種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引換えの取得に備えて普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ、発行可能株式総数も増加させるものであります。
  - ②変更案第2章の3においてB種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。
  - ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 14 条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

- (1) 取締役会決議日：2022 年 5 月 13 日
- (2) 定時株主総会決議日：2022 年 6 月 24 日（予定）
- (3) 普通株主、A種優先株主に係る各種類株主総会決議日：2022 年 6 月 24 日（予定）
- (4) 定款の一部変更の効力発生日：2022 年 6 月 24 日（予定）

以上

(別紙) 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)
第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1,860</u> 万株とする。	第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3,740</u> 万株とする。
2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式 <u>1,860</u> 万株、A種優先株式 1,860 万株とする。	2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式 <u>3,740</u> 万株、A種優先株式 1,860 万株、 <u>B種優先株式 1,860 万株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第 7 条 当銀行の <u>普通株式およびA種優先株式</u> の単元株式数は、それぞれ、100 株とする。	第 7 条 当銀行の <u>全ての種類の株式</u> の単元株式数は、それぞれ、100 株とする。
第 8 条～第 11 条の 3 (条文省略)	第 8 条～第 11 条の 3 (現行どおり)
第 2 章の 2 優先株式	第 2 章の 2 <u>A種優先株式</u>
第 11 条の 2～第 11 条の 10 (条文省略)	第 11 条の 2～第 11 条の 10 (現行どおり)
第 11 条の 11 当銀行はA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日(以下「 <u>一斉取得日</u> 」という。)に、A種優先株式( <u>一斉取得日の前日までに第 11 条の 9 に従って普通株式を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式または第 11 条の 10 に定める金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われたA種優先株式を除く。</u> )の全てを取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、当銀行の普通株式を交付する。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに	第 11 条の 11 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日に、A種優先株式( <u>当該日の前日までに、第 11 条の 9 に従って普通株式を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式または第 11 条の 10 に定める金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われたA種優先株式を除く。</u> )の全てを取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、当銀行の普通株式を交付する。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="233 206 804 331">交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p data-bbox="437 398 539 474">&lt;新設&gt; &lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="437 1541 539 1572">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="877 206 1433 282">式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p data-bbox="970 398 1299 430" style="text-align: center;"><u>第2章の3 B種優先株式</u></p> <p data-bbox="839 443 1066 474" style="text-align: center;"><u>(B種優先配当金)</u></p> <p data-bbox="826 492 1445 524"><u>第11条の12 当銀行は、第44条に定める剰余金の</u></p> <p data-bbox="877 542 1445 1285"><u>配当を行うときは、毎年3月31日(以下「B種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当率を乗じて算出した額の金銭(以下「B種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、配当率は8%を上限とする。</u></p> <p data-bbox="877 1303 1445 1478"><u>また、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して第11条の13に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p data-bbox="839 1541 1114 1572" style="text-align: center;"><u>(B種優先中間配当金)</u></p> <p data-bbox="826 1590 1445 1621"><u>第11条の13 当銀行は、第46条に定める中間配当</u></p> <p data-bbox="877 1639 1445 1912"><u>を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(非累積条項)</p> <p>第 11 条の 14 ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(非参加条項)</p> <p>第 11 条の 15 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(残余財産の分配)</p> <p>第 11 条の 16 当銀行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式 1 株につき、B種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める条件をもって、金銭を支払う。</p> <p>2. B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(議決権)</p> <p>第 11 条の 17 B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p>第 11 条の 18 当銀行が会社法第 322 条第 1 項各号</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</u>  <u>第 11 条の 19 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u>  <u>第 11 条の 20 当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>2. 当銀行は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u>  <u>第 11 条の 21 当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日に、B種優先株式（当該日の前日までに当銀行に取得されたB種優先株式を除く。）の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p><u>（譲渡制限）</u>  <u>第11条の22 B種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p><u>（優先順位）</u>  <u>第11条の23 A種優先株式およびB種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 （条文省略）</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 （現行どおり）</p>
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <u>第14条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>＜削除＞</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p><u>（電子提供措置等）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>第 14 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第 15 条～第 19 条 (条文省略)	第 15 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 20 条～第 32 条 (条文省略)	第 20 条～第 32 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第 33 条～第 42 条 (条文省略)	第 33 条～第 42 条 (現行どおり)
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 43 条～第 47 条 (条文省略)	第 43 条～第 47 条 (現行どおり)
附 則	附 則
<新設>	<p><u>第 1 条 変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和 2019 年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会(種類株主総会を含む。次項においても同じ。)については、変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上